資料2(参考資料2)

第2回懇談会における日本経済団体連合会及び 全国中小企業団体中央会からの意見等について

日本経済団体連合会が指摘する事例 (国際カルテル事件)

日本経済団体連合会の発言(第2回懇談会)

「ある有名な国際カルテル事件で、日本の公正取引委員会が押収した資料が、ヨーロッパの競争当局の考えるデュー・プロセスを踏んでいなかったために立件として使えなかったということがございました。(中略)日本のやり方がデュー・プロセスを踏んでいなかったために、国際的な立件ができなかった例はございます。」

実際の調査等

欧州の競争当局(欧州委員会)は,経団連が指摘した特定の事業者(日本法人)について違反行為を行っていたことは認定したが,制裁金は科していない。

これは,除斥期間(制裁金の賦課等をすることができる期間[5年])が経過していたためであり,デュープロセス違反のために立件できなかったものではない。(注)

(注) ただし,当該事業者は,欧州委員会には除斥期間よりも前に終了した違反行為について認定を行う権限はないことなどを主張して欧州第一審裁判所で争ったところ,裁判所は,欧州委員会には当該認定を行う権限はあるものの,当該認定を行う必要性が明らかではないなどとして当該認定を取り消した(なお,デュープロセス違反についてはそもそも争われていない。)。

公正取引委員会は、当該事業者に対する立入検査を実施していない。

当該事業者は,欧州委員会が行った調査においては違反被疑行為者であったが,当委員会が行った調査においては違反被疑行為者ではなかった。

本件に限らず,当委員会が違反被疑事業者等から留置し又は任意提出を受けた資料について,欧州委員会を 含む海外競争当局に提供したことはない。

当委員会が行った留置等の手続がデュープロセス違反であるとして問題となり,欧州委員会が立件できないという事態が生じることはあり得ない。

日本経済団体連合会が指摘する事例

日本経済団体連合会の発言(第2回懇談会)

「これも実例でございますが、いついつ何時に調査に入るということを事前に通知した上で、その前に法務部に現れる。法務部が取締りに備えましているいろな資料、情報等を集約しているところを狙って、根こそぎ持っていくということがございました。」

実際の調査

指摘のあった事件において,経団連が指摘した特定の事業者に対して,立入検査及び提出命令を行った事実はあるが,指摘のあったいずれの事件においても,立入検査の事前予告は行っていないし,法務部への立入検査を実施したこともない。

そもそも, 証拠書類の破棄, 隠匿等が行われる蓋然性が高まることから, 調査開始に際して事前予告を行うことはあり得ない。

紀州田辺梅干協同組合及び紀州みなべ梅干協同組合に対する警告(平成24年6月14日)

全国中小企業団体中央会の資料(第2回懇談会)

そのような行為をしたかどうか一方的に聞かれ,何を聞こうとしているのか説明がないため,意味が分からず対応に 大変苦慮した。

供述聴取は朝6時から18時まで、10日間〈らい受け、「大阪まで来て〈れ」とも言われ、負担が大きかった。

途中から弁護士をつけて,非常に心強かった。

メモを取るために手帳を持参したが,取り上げられた。

マスコミにリークされ立入検査の場面が放映された。テレビを見た顧客から産地全体の信用失墜との苦情の嵐。

実際の調査

供述聴取の開始時刻は,最も早くて9時頃であり,6時から実施したことはない。

供述聴取の終了時刻は、最も遅いものは19時頃であったが、通常は17時前であった。

同一人物を呼んだ最多回数は10回程度であったが,10日間連続で聴取したことはない(<u>最長で連続は2日間であり</u>, 各聴取機会の間隔は十分に空いていた。)。

本件は,公正取引委員会近畿中国四国事務所が担当であり,大阪で供述聴取を実施することは通常の手続である。本件でも,相手方の理解を得た上で実施した。ただし,本件においては,大阪で実施したのは,立入検査の翌週1週間程度(5~6社から1人1回聴取)であり,その後は,相手方が一箇所に集中していたことも踏まえ,特に相手方への負担に配慮し,原則として審査官側が現地に赴いて供述聴取を実施した。

審査期間中,相手方から代理人弁護士を通じて1度だけ書面により,供述調書の作成時に審査官に訂正を申し入れたが受け入れてもらえなかった旨の苦情の申立てがあった。しかし,実際には,供述人から訂正申入れがあった記載のうち,他の物証や供述等に照らして訂正すべきと考えられる記載数か所を訂正しており,供述人は納得して署名押印したもの。

一部の代理人弁護士が,組合員に対し,公正取引委員会の調査に係る説明会の場で,「公正取引委員会の調査に協力しても協力しなくても結論は同じなので協力しなくてもよい」と言っていた。

供述聴取時にメモを取らないよう説得したことはあったが、手帳は提出させていない。

地元新聞に立入検査時の写真が掲載された(テレビ放映されたという事実は把握していない)が,公正取引委員会からマスコミ等に立入検査に関する情報をリークすることはなく,本件でもしていない(事後の事実確認の取材には応じている。)。

LPガス容器の製造業者らに対する排除措置命令,課徴金納付命令等(平成23年6月24日)

全国中小企業団体中央会の資料及び発言

社長が拘束された。(第2回懇談会資料)

立入検査の当日,公正取引委員会の「調査官の方が、早くその事実を認めたほうが、減免制度というのがあるのですよと、私はそれをそこで初めて知ったのですけれども、どういうことですかと言ったら、一番最初に申告すれば課徴金なし、2番目が50%、立入調査後早く事実を認めた企業には3割の減免制度があるというふうな説明があったものですから、そういう説明をして、早く事実を認めたほうがいいですよという調査官のお話だったのです。」(第2回懇談会における発言)

供述聴取の際,「これは言わなくてはいけないのですか、まるきり個人的なことですと言っていたら、言わなければ言わないでも結構です。その代わり調査に対する協力度合いというものが後で影響されますからというお話があって全部話をしたのですけれども、そんなことで当日は来られたのが9時で、お帰りになったのが5時、6時ぐらいでしたかね。1日ずっと立入調査に立ち会うという形でした。」(同上)

実際の調査

社長に供述聴取を実施したのは,立入検査当日のみである。立入検査(所要時間 9:40~17:20)においては,立入検査の立会人は,責任ある者であればよいことは伝えており,社長自身が1日対応するよう求めたということはない。実際に,社長室の検査は社長が立ち会っているが,執務室の検査は総務課長等が立ち会っていた。(第2回懇談会における発言抜粋:「私は社長室の中だけでの立会いしかしなかった」)

立入検査の当日,社長から「減免申請したいが,どうしたらいいか。」と尋ねられたため,審査官が課徴金減免申請を担当する部署の連絡先を伝えた。公正取引委員会から課徴金減免制度の申請を促す趣旨の発言をした事実はない。

供述聴取の際、調査への協力度合いが課徴金額等に影響するという趣旨の発言をした事実はない。